

指定障害者福祉サービス重要事項説明書

(居宅介護・重度訪問介護)

* 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として居宅介護支援費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

令和7年10月20日改正

名 称	社会福祉法人 唐津福祉会		
住 所 地	唐津市千代田2566番地11		
電 話 番 号	0955-53-8822	F A X番号	0955-53-8833
代 表 者 氏 名	理事長 渡邊 尚		
メ ールアドレス	karatsu@k-fukushikai.jp		
設 立 年 月	平成19年6月1日		

2. 事業所の概要

施設の種類	指定障害者居宅介護サービス 平成19年2月1日指定 佐賀県4110200112号		
施設の所在地	佐賀県唐津市相知町中山3544番地1		
電 話 番 号	0955-62-3903	F A X番号	0955-62-3900
施設長(管理者)	施設長 相島 邦博		
開設年月	平成15年4月1日		
併せて実施する事業	指定施設・指定短期入所生活介護		
施設の運営方針	①居宅サービスに該当する主たる対象者(身体障害者)との契約によってサービスの提供に努めます。 ②居宅介護計画に基づいたサービスを提供することを十分説明し了解のもとに援助を行います		
施設の目的	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスを適切に提供する。		
第三者評価の実施 有□ • 無□	評価機関名		評価年月日

3. 事業実施地域

唐津市

4. 営業時間

8:30~17:30

サービス提供職員の配置状況

職種	員数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
サービス提供責任者					
ヘルパー					

当施設では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害者福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービス

(1) 居宅介護計画

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービス提供をします。「居宅介護計画」は、市町が決定した居宅介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者、家族の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画書」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見なおすことができます。

(2) サービス区分及びサービス内容

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

○入浴介助、清拭、洗髪・・・入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。

○排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います。

○食事介助・・・食事の介助を行います。

○衣服の着脱の介助・・・衣服の着脱介助を行います。

○通院介助（身体介護を伴う場合）・・・通院等の介助を行います。

○その他必要な身体介助を行います。

* 医療行為は行いません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

○調理・・・利用者の食事の用意を行います。

- 洗濯・・利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物・・利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
 - 通院等介助（身体介護を伴わない場合）・・通院等の介助を行います。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- * 預金の引き出しや預け入れは行いません。（預金通帳、カードはお預かりできません）
- * 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。
- ③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

7. サービス利用料金

別紙1の利用料金を負担していただきます。

（1）介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担額として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。法定代理受領については毎月、お知らせします。

（2）サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

尚、キャンセル料は原則として徴収いたしません。

（3）初回加算、特別地域加算について

① 初回加算

サービス提供について利用者宅を初めて訪問した時に初回加算を算定します。

② 特別地域加算

厚生労働大臣が定める特別地域である場合は特別地域加算を算定します。

（4）利用料金のお支払方法

前記（1）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、以下の方法でお支払い下さい。

① 指定口座より引き落し。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

（1）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに

応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

* 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後5：30です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で他事業所及び医療機関等との連携調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供をいたします。

9. 苦情、虐待受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情虐待受付窓口 (担当者)

職名 主任訪問介護員 氏名 水溜 清子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：30

電話番号 0955-62-3903

FAX 0955-62-3900

○苦情虐待解決責任者

職名 施設長 氏名 相島 邦博

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情、虐待受付機関

唐津市・役所 障害者支援課	所在地 唐津市西城内1-1 電話番号・FAX 0955-72-9150 受付時間 8:30～17:30
唐津市相知 市民センター 市民福祉課	所在地 唐津市相知町相知 電話番号 0955-53-7123 受付時間 8:30～17:15
唐津市巣木 市民センター 市民福祉課	所在地 唐津市巣木町巣木 電話番号 0955-53-7114 受付時間 8:30～17:15
佐賀県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 佐賀市鬼丸町7-18 電話番号・FAX 0952-23-2151 受付時間 8:30～17:30

9. 協議事項

本契約書に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業者は利用者と誠意を持って協議します。